

令和8年4月14日

国土交通省関東地方整備局

企画部

i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を改訂

～工事における先進的施工の取り組みにおける評価対象技術を拡大します～

i-Construction2.0における「施工のオートメーション化」のさらなる普及促進を目的として、関東地方整備局発注工事における、評価対象技術を拡大します。事前に評価対象技術の使用予定を報告し、実際に活用した場合には、工事成績評定時に評価します。

1. 評価対象技術（令和7年度より継続）

i-Construction2.0における「遠隔施工・自動施工」「ICT施工 Stage II」

2. 評価対象技術（令和8年度より新規追加）

i-Construction2.0における「省人化建設機械（チルトロータータ）」

3. 評価措置の内容

上記1. 2. の対象技術を実施した場合、工事成績評定時に評価措置を行う。

4. 評価対象工事

令和8年度 i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を参照願います。

5. 評価措置概要

令和8年度 i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を参照願います。

6. 補足事項

令和8年度 i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を参照願います。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-600-1347（施工企画課） FAX：048-600-1389

建設情報・施工高度化技術調整官 金澤（かなざわ）（内線：3132）

施工企画課 課長補佐 服部（はっとり）（内線：3457）

本要領は、i-Construction2.0における「施工のオートメーション化」の普及促進を目的として、関東地方整備局における発注工事において、対象技術を活用した場合、工事成績評定時に評価措置を行うものである。

1. 対象技術

【遠隔施工・自動施工】

- 遠隔施工・自動施工に属する技術として、操作員が建設機械等に搭乗することなく、遠隔地からの操作または自動的に建設機械で施工を行う技術とする。

【ICT施工 Stage II】

- 工事全体の状況等をデータにより把握しデータ活用により現場マネジメントを実施する技術とする。

参考：[データ活用による現場マネジメント（ICT 施工 Stage II）に関する実施要領（案）](#)

【省人化建設機械（チルトローテータ）】

- 国土交通省が認定している省人化建設機械（チルトローテータ）とする。

<https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001898212.pdf>

2. 評価措置の内容

【遠隔施工・自動施工】

- 遠隔施工・自動施工における下記項目について、実施した場合に評価措置を行う。

- a) 自動施工への取り組み
- b) 遠隔施工への取り組み

【ICT施工 Stage II】

- ICT施工 Stage IIにおける下記項目について、実施した場合に評価措置を行う。

- c) ICT施工 Stage IIへの取り組み
 - ①作業の最適化
 - ②工程の最適化
 - ③予実管理
 - ④安全等
 - ⑤環境等

【省人化建設機械（チルトローテータ）】

- 国土交通省が認定している省人化建設機械（チルトローテータ）を採用した場合に評価措置を行う。

- d) 省人化建設機械（チルトローテータ）を採用

3. 評価対象工事

令和8年度に施工している工事のうち、発注者へ上記「1. 対象技術」の活用内容等について、報告した工事を対象工事とする。

4. 評価対象外工事

【遠隔施工・自動施工】

- 契約図書にて自動施工を指定している場合。
- 契約図書にて遠隔施工対象建設機械の使用を指定している場合。

【ICT施工 Stage II】

- 入札時における総合評価項目に当該技術を設定した工事。

5. 評価措置概要

- 1件の工事で「遠隔施工」「自動施工」「省人化建設機械（チルトローテータ）」のうち、複数に組み合わせた場合、重複評価は認めない。
- 1件の工事で「遠隔施工、自動施工または省人化建設機械（チルトローテータ）」と「ICT施工 Stage II」を共に組み合わせた場合、重複評価を認める。
- NETIS 登録技術の場合、新技術活用との重複評価を認める。
- ICT施工活用（発注者指定工種は除く）との重複評価を認める。

6. 補足事項

対象技術施工後に「取組概要資料」を提出するものとする。

【自動施工】

- 通常作業において操作員が搭乗する建設機械及び操作員が操作する除草機械を無人にて自動施工を行う作業を対象とし、現場に設置されるプラント(設備)による自動稼働は対象外とする。
(資機材輸送設備等)

【遠隔施工】

- 除草作業における遠隔操作も対象とする。
- 目視操作による遠隔操作も対象とする。



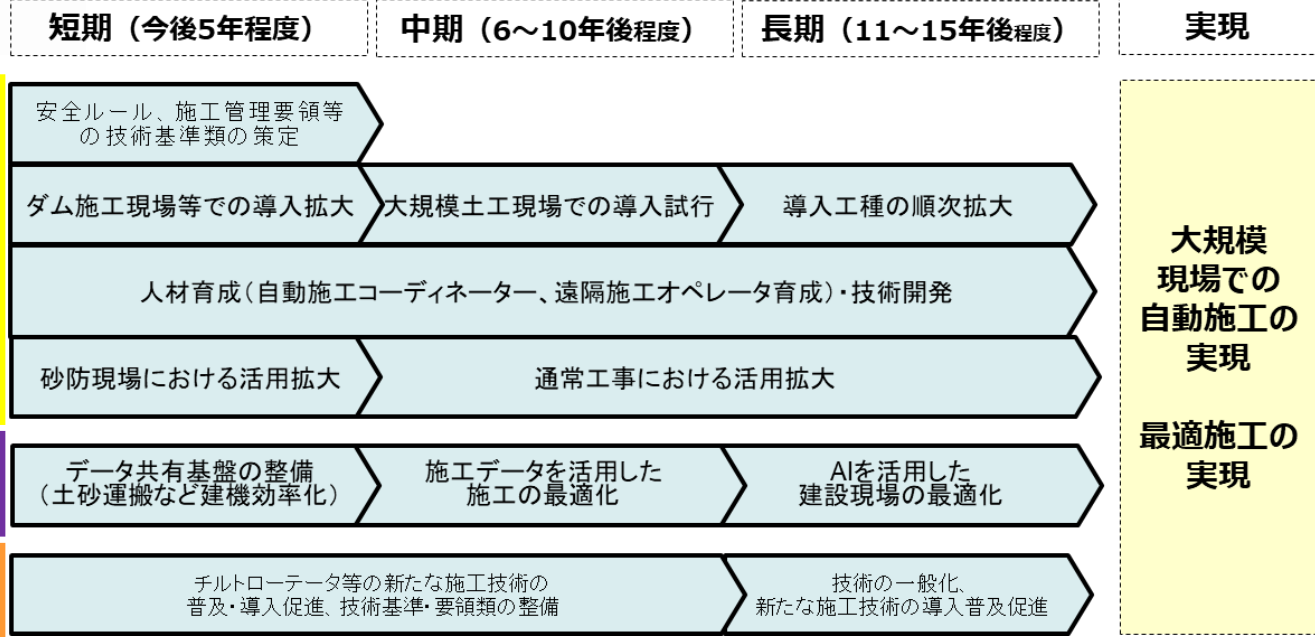
「i-Construction2.0」施工のオートメーション化 技術を活用した場合の評価措置について

令和8年度

企画部施工企画課

「i-Construction2.0」施工のオートメーション化の推進を目的とし、ロードマップに示されている項目について、対象となる技術を工事で活用する際に、工事成績評価時または総合評価時※に評価措置を行う。 ※令和8年8月1日以降公告工事に設定可能

<ロードマップ>



[関東独自] 工事成績評価措置

措置状況（2025年度(R7年度)～）

	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
自動施工 遠隔施工	工事成績評価措置 (R7実施工事対象)	工事成績評価措置 (R8実施工事対象)
施工データの活用 (ICT施工Stage II)	工事成績評価措置 (R7実施工事対象)	工事成績評価措置 (R8実施工事対象)
新たな施工技術 (チルトロータータ等)		工事成績評価措置 (R8実施工事対象)